

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

(単位：人)

区 分	合 計 所 得				譲渡所得を 有する者	うち短期 譲渡所得を 有する者	山林所得を 有する者
	営業等 所得者	農 業 所得者	その他 所得者	計			
70万円以下	3,463	22	3,506	6,991	2,010	426	146
100 "	4,112	60	5,119	9,291	693	96	29
150 "	7,885	272	19,466	27,623	977	118	58
200 "	8,219	588	39,834	48,641	833	50	33
250 "	7,500	719	26,620	34,839	645	41	15
300 "	6,145	967	16,338	23,450	606	38	14
400 "	8,281	2,145	19,979	30,405	965	42	11
500 "	4,503	2,105	13,369	19,977	783	40	7
600 "	2,477	2,031	10,150	14,658	543	30	11
700 "	1,482	1,718	8,173	11,373	458	25	2
800 "	838	1,453	6,247	8,538	386	12	3
1,000 "	1,065	1,941	7,948	10,954	654	18	—
1,200 "	559	1,086	4,797	6,442	406	10	2
1,500 "	563	741	4,662	5,966	389	11	—
2,000 "	608	303	4,046	4,957	389	10	—
3,000 "	461	84	2,788	3,333	310	2	—
5,000 "	296	8	1,578	1,882	220	3	—
5,000万円 超	175	11	794	980	161	4	1
				内 1,212	外 1,018		外 1
合 計	58,632	16,254	195,414	270,300	11,428	976	332

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を示す。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に示した者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して示した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を示す。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。